

研究費不正事案に関する調査結果の概要について

1. 経緯・概要

平成30年12月14日（金）付けで、研究費不正に関する通報がなされ、平成31年2月8日（金）開催の研究公正委員会にて、研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査を実施することとなった。

4月以降の学生への影響を最大限考慮し、早急に研究費不正の実態を解明し、研究費の不正使用の有無までを取り纏め、その結果に基づき、必要により懲戒手続きを行うことが必要と判断し、最終報告書とは別に学内向けの中間報告書を取りまとめることとし、平成31年2月15日（金）に中間報告書を取り纏めた。

中間報告書では、兼業手続きが適切に行われていない可能性があることも認定（※）された。

最終報告書の作成にあたっては、既に中間報告書において明らかになった調査結果を踏まえたうえで、調査委員会において研究費不正に至った動機等、明らかにされていないものについて追加調査を行い、その調査結果を追記するとともに、再発防止策等を検討し、令和元年6月10日（月）に、研究公正委員会にて、「調査結果」を取り纏めた。

※認定を受け、平成31年2月18日（月）に教育職員懲戒審査委員会を設置し、同委員会で兼業手続きの実態について調査を実施した結果、兼業の手続き違反（無届け兼業）を行っていたことが判明した。

2. 調査期間

- ・予備調査期間：平成30年12月18日（火）～平成31年2月7日（木）
- ・本調査期間：平成31年2月8日（金）～令和元年6月10日（月）

3. 調査対象者

- ・前福祉健康科学部教授 きぬがさかずしげ 衣笠一茂（男性、52歳）

4. 調査方法

国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条第1項に基づき、調査対象者に対して、調査委員会により、本調査に係る関係資料の提出を求めるとともに、事情聴取等を実施し、取扱細則第3条第2項に規定する、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査。

具体的には、調査委員会において、予備調査の調査結果を基に、調査対象者への事情聴取等、調査・審議を行った。

①【旅費関係】

- ・予備調査で作成した研究費不正疑義の一覧を基にし、調査対象者へ事情聴取、事実確認を行うとともに、大学及び先方からの旅費入金の実態が分かる資料の提出を求め、調査委員会にて審議。

②【物品関係、役務関係、謝金関係】

- ・予備調査結果を調査委員会にて審議。

5. 調査結果及び認定結果（研究費不正の内容）

(1) 調査結果

①旅費関係

旅費関係について、別紙のと通りの虚偽の書類等によって法人の内部規則及び法令等に違反した公的研究費の使用（架空請求による目的外使用・故意による旅費の二重請求）及び実体を伴わない旅費の請求（架空請求）があったと判断した。

②物品関係・役務関係・謝金関係

物品関係、役務関係、謝金関係については、研究費不正は見受けられなかった。

(2) 研究公正委員会としての結論

研究公正委員会は、調査対象者への事情聴取、証拠書類等の実査など、調査委員会による調査の結果、調査対象者は、先方の用務で旅費の支給を受けていながら、同一用務にて、本学からも旅費の支給を受けていた（故意による旅費の二重請求）こと、また、先方の用務で旅費の支給があることを知りながら、当該用務を科研費や受託事業の用務として本学に虚偽の旅費を請求することにより、本学から旅費の支給を得ていた（目的外使用）こと、また、旅行申請を行った後、自己の都合により出張を取りやめたにもかかわらず、その取消手続きを行わないことにより、本学から旅費の支給を得ていた（架空請求）こと、これら3件の事実を認定した。

また、こうした行為が許されるものではないことを認識していたと供述したことから、調査対象者が、「国立大学法人大分大学における公的研究費の不正使用防止等に関する規程（以下「規程」という。）第3条（法令及び会計規則等の遵守）に違反し、規程第2条第3号に規定する「実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求」、「虚偽の書類等によって法人の内部規則及び法令等に違反した公的研究費の使用」に該当する行為を故意に行ったと判断する。

調査対象者は、調査委員会による事情聴取にて、私的流用を繰り返し否定しており、架空請求した旅費を私的に使用した明確な事実は確認できていない。このため、受給した旅費の管理に関する調査対象者の供述が変遷し、曖昧であるが、「いずれは返すつもりであった。」と供述していること及び証拠不十分であることから、私的流用は無かったと判断せざるを得ない。

以上のことから、研究公正委員会は、私的流用と認める事実は無かったが、調査対象者は研究費不正を行ったと判断した。

6. 発生要因及び再発防止策

(発生要因)

1. 調査対象者のコンプライアンス意識の問題
2. 旅費の牽制体制の問題
3. 調査対象者の兼業手続きの必要性の意識及びチェック体制の問題

(再発防止策)

1. コンプライアンスの認識の向上
 - (1) コンプライアンス推進体制の強化のため、コンプライアンス推進副責任者に事務職員（事務長等）を配置（平成31年3月配置済み）した。
 - (2) コンプライアンス意識の向上のため、「研究費使用ハンドブック」を改訂（令和元年7月改訂）し全教職員に改めて配布した。また、従来実施していた各種説明会にて、今回の研究費不正事案及び今回改訂するハンドブックを踏まえた内容を盛り込む。また、兼業手続きに関する説明を行う。

2. 旅行申請及び報告における牽制体制の強化

- (1) 旅費システムにて、旅行申請時及び旅行報告時に、先方からの旅費支給の有無を入力するようにする。(令和元年9月予定)
- (2) 先方への事実確認
毎年12月までに、調査対象を抽出のうえ、先方へ旅費支給有無や出張事実について確認を行うことにより、牽制体制を強化する。

3. 兼業手続きの周知徹底等

旅行申請及び旅行報告書の様式に兼業の有無の確認事項欄を新たに設けることにより、牽制体制を強化する。また上記1.(2)のとおり兼業手続きに関する説明を行う。

7. 本学が公表時までに行った措置の内容

(1) 執行中の競争的資金等に対する措置(執行停止等)について

取扱細則第3条第4項に基づき、平成31年2月8日(金)開催の調査委員会にて、調査対象者に係る公的研究費の使用停止を命ずることを決定し、本人に通知を行った。

(2) 調査対象者の処分について

旅費を架空請求した事実及び無届けで兼業を行った事実が確認出来たため、「国立大学法人大分大学職員就業規則第63条第1項第1号」により、平成31年3月20日(水)に調査対象者を懲戒処分した。

【本件問い合わせ先】

大分大学研究・社会連携部研究・社会連携課 藤井、安部

TEL: 097-554-7181、7003

FAX: 097-554-8557

E-mail: kenkyou@oita-u.ac.jp

(別紙)

○旅費関係の調査結果一覧

(単位：円)

	目的外使用		故意による旅費の 二重請求		架空請求		合 計		相手からの旅費支給額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運営費交付金	11	341,070	2	91,540	-	-	13	432,610	13	438,620
科学研究費助成事業	12	509,930	-	-	2	36,780	14	546,710	12	486,040
受託事業費	1	42,350	-	-	-	-	1	42,350	1	28,570
合 計	24	893,350	2	91,540	2	36,780	28	1,021,670	26	953,230

○研究不正調査委員会の委員名及び所属・職名

委員名	所属・職名	備 考
西園 晃	理事（研究・社会連携・国際担当）	
大杉 至	福祉健康科学部 教授	
田中 修二	教育学部 教授	
大鶴 徹	理工学部 教授	
青野 篤	経済学部 准教授	
中山 陽介	弁護士（弁護士法人 アゴラ）	
秦野 晃郎	公認会計士（秦野晃郎税理士・公認会計士事務所）	
奥山 敏之	総務部長	平成31年3月31日 委員退任
青山 信人	総務部長	平成31年4月1日 委員就任
吉松 純昭	財務部長	